

北海道開発局発注業務に係る不正事案を踏まえた再発防止策(概要)

1. 事務所長等へのコンプライアンス意識醸成の強化

- 事務所長等に対する面談、事務所長等に対するリスク点検の実施、事務所長等によるコンプライアンス宣言、事務所長等向けのコンプライアンス研修の新設【新規】
- 事務所等に対する監査の強化、開発建設部幹部と事務所長等とのコミュニケーションの充実【拡充】

2. 管理職員等と事業者等との接触に関するルールの強化

- 管理職員等(管理職員及び課長補佐級以上の発注担当職員)が事業者等と飲食した場合に、飲食の金額に関係なく、事後に、事業者等の所属、氏名、日時、場所、金額等を書面により届け出る制度を新設し、事業者等との飲食ルールを徹底【新規】
- 事業者等からの物品等贈与に係る返戻状況の報告、事業者等との応接ルールの厳守(幹部職員等への訪問時のアポイントメント受付窓口の一元化や訪問時の総務担当等窓口経由の徹底)、関係業界団体に対するコンプライアンス体制の確立等の協力要請【拡充】

3. 入札手続における運用面の見直し

- 通常指名競争入札の客観性・透明性を確保する観点から、具体的な指名審査基準を策定し公表、指名業者選定案作成者の統一、発注者綱紀保持マニュアルに定める入札関連情報の管理方法については、これまで工事契約に関する発注事務に限ってルール化してきたが、新たに情報管理の対象に業務契約を追加【新規】
- 入札・契約手続運営委員会の体制確保の徹底、指名業者選定案における業者名のマスクングの実施、情報漏えいに対するリスク点検の実施【拡充】

4. 不正の芽を見逃さない職場環境づくり

- 職員が不当な働きかけを受けた場合の通報について、これまでの発注者綱紀保持担当者(本局は監察官等、開発建設部は総務担当次長等)への通報窓口に加えて、第三者である弁護士への通報窓口を新設【新規】
- 職員が活用しやすい通報窓口の確保、端緒段階での相談体制の強化、倫理規程や発注者綱紀保持規程の内容や非違行為事例の職員周知、コンプライアンス研修の充実、コンプライアンス推進計画の改訂及び取組のフォローアップ【拡充】

5. 今後の取組

- 北海道開発局においては、再発防止策の取組を計画的かつ着実に進めるとともに、本省においても取組の進捗状況を定期的に把握し、指導・助言等を適切に行う考え
- 再発防止策の取組状況等については、北海道開発局コンプライアンス第三者委員会に報告の上、委員会の意見も踏まえながら、次年度のコンプライアンス推進計画へ適切に反映